

## 改善計画・結果報告書

平成 21 年 6 月 1 6 日

評価会議議長 殿

教育学部長

組織評価に関する実施要項第10に基づき、平成20年度に実施した組織評価（自己評価及び外部評価）結果に係る要改善事項について、次のとおり改善計画・結果を報告します。

| 要改善事項   |
|---|
| 成績評価の正確性を担保するために、異議申し立てに関する制度を整備する必要がある。                              |
| 要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）  |
| 学部教務委員会及び研究科小委員会において、成績評価についての異議申し立て手続きを定め、平成21年度のガイダンスの際に学生、院生に周知した。 |
| 改善結果  |
|   |

| 要改善事項   |
|---|
| アカデミック・ハラスメントに関する相談体制が整備されていない。   |
| 要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）  |
|   |
| 改善結果  |
| 全学的なハラスメント全般への対応の強化に合わせて、学部においても平成21年度よりセクシャルハラスメント防止対策委員会をハラスメント対策委員会に衣替えし、ハラスメント全般を扱うことのできる体制を整備した。 |

|   |
|---|
| 要改善事項   |
| 学生の自主学習時間の確保を前提とした単位の実質化が十分に進んでいない。   |
| 要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）  |
|   |
| 改善結果  |
| 平成21年度のシラバスには学生の自主学習の欄について必ず記載することを徹底することとした。また全学に合わせて、平成21年度よりGPA制度を導入することとした。 |

|                                |
|--------------------------------|
| 要改善事項                          |
| 建物のバリアフリー化が不十分である。             |
| 要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）         |
|                                |
| 改善結果                           |
| D棟玄関にスロープを設置するとともに、扉の開閉を自動化した。 |

|  |
|--|
| 要改善事項  |
| 女性教員の比率が14.5%と低いため、教員採用に当たっては、女性教員の採用に留意する必要がある。 |
| 要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）                           |
| 人事内規に女性教員採用の努力規定を盛り込んだ。                          |
| 改善結果   |
|  |

|  |
|--|
| 要改善事項  |
| 入学者選抜の基本方針が明記されていない。   |
| 要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）                                       |
|  |
| 改善結果   |
| 全学に合わせて、「育てる人間像」「目指す教育」「入学を期待する学生像」を学部、大学院において定め、募集要項等に明記した。 |

|   |
|---|
| 要改善事項   |
| 授業アンケートについてはほぼ全教員が実施しているが、報告書やFD研修会への参加については、完全実施に至っていない。               |
| 要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）  |
|   |
| 改善結果  |
| 全学に合わせて、報告書の提出について全教員に周知した。また新任教員を対象とする研修会やPISA型学力の育成についての研修会を学部独自で行った。 |

|   |
|---|
| 要改善事項   |
| 教員の研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組みを行っていない。  |
| 要改善事項に対する改善計画（実施時期を含む）  |
| 総務会の下に設けている学部全体として取り組む研究計画に関するWGにおいて、教員個人の研究活動についても、その現状や問題点を点検することとする（平成21年度より）。 |
| 改善結果  |
|   |